

中野区教育委員会会議録

平成29年第9回臨時会

平成29年8月25日

中野区教育委員会

平成29年第9回中野区教育委員会臨時会

○日時

平成29年8月25日（金曜日）

開会 午前10時35分

閉会 午前11時23分

○場所

中野区役所5階 教育委員会室

○出席委員

教育委員会教育長 田辺 裕子

教育委員会委員 小林 福太郎

教育委員会委員 伊藤 亜矢子

教育委員会委員 渡邊 仁

教育委員会委員 田中 英一

○出席職員

教育委員会事務局次長 横山 俊

教育委員会事務局副参事（子ども教育経営担当） 高橋 昭彦

教育委員会事務局副参事（学校再編担当） 板垣 淑子

教育委員会事務局副参事（学校教育担当） 石崎 公一

教育委員会事務局指導室長 杉山 勇

教育委員会事務局副参事（子ども教育施設担当） 石原 千鶴

○書記

教育委員会事務局教育委員会担当係長 金子 宏忠

教育委員会事務局教育委員会担当 立花 加奈子

○会議録署名委員

教育委員会教育長 田辺 裕子

教育委員会委員 伊藤 亜矢子

○傍聴者数

0人

○議事日程

[協議事項]

- (1) 「(仮称) 中野区立小中学校における特別支援教育推進プラン」の策定の考え方について(学校教育担当)
- (2) 第三中学校・第十中学校統合新校等複合施設整備基本計画(案)について(子ども教育施設担当)

○議事経過

午前10時35分開会

田辺教育長

それでは、定足数に達しましたので、教育委員会第9回臨時会を開会いたします。

それでは、議事に入ります。

本日の会議録署名委員は、伊藤委員にお願いいたします。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程のとおりです。

ここでお諮りします。本日の協議事項の2件につきましては、政策決定の過程における案件であり、教育行政の運営の公正を確保するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項のただし書の規定に基づき、会議を非公開としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

田辺教育長

ご異議ございませんので、非公開とすることに決定しました。

(以下、非公開)

(平成29年第9回臨時会における会議録の公開決定に基づき、以下非公開部分を公開)

<協議事項>

田辺教育長

それでは、日程に入ります。

初めに、協議事項の1番目「(仮称)中野区立小中学校における特別支援教育推進プランの策定の考え方について」を協議いたします。初めに事務局より説明をお願いします。

副参事(学校教育担当)

それでは、私から「(仮称)中野区立小中学校における特別支援教育推進プランの策定の考え方について」ご説明いたします。

特別支援教育につきましては、これまで平成23年度に定めました「中野区立小中学校における特別支援教育の推進にかかる方針」に基づいて取り組んできたところでございます。一方、この間、特別支援を要する児童・生徒が増加しますとともに、医療・福祉等との連携の必要性が高まってまいっております。

つきましては、こうした状況を踏まえまして、変化を捉えた児童・生徒一人一人の障害等の状況に応じた特別支援をさらに充実するため、新たに「(仮称)中野区立小中学校にお

ける特別支援教育推進プラン」を策定したいと考えてございます。

次に、この推進プランの策定の視点でございます。大きく三つございます。一つ目は、「個々の状況に適切に対応する教育環境の整備について」でございます。昨今、増加が顕著である発達障害を初め、肢体不自由、知的障害、情緒障害、聴覚障害、言語障害など、それぞれの状況に対応するため、必要な学級数や規模、教員等の指導体制等、整備について進め方を明らかにしてまいります。

二つ目としましては、「医療・福祉等との連携の強化について」です。適切な教育環境を選択するに当たり、重要性を増しております保護者との共通理解の促進を進めますとともに、早い時期から卒業までの切れ目ない支援を充実するためのこれまでの特別支援に加えた、医療・福祉との連携等について明らかにしてまいりたいと考えてございます。

次に、三つ目といたしまして、「他の行政計画等との整合性について」です。「新しい中野をつくる10年計画」や「教育ビジョン」また、現在策定中の「中野区子ども・子育て支援事業計画」及び「障害児福祉計画」等との整合性を図るとともに、国や都の動向を踏まえ計画していきたいと考えてございます。

今後のスケジュールですが、今年10月までに推進プランの考え方を取りまとめた後、来年、平成30年1月に推進プランの案の決定、そして3月には推進プランとして決定してまいりたいと考えてございます。

説明については以上です。

田辺教育長

ただいま事務局から説明がありましたとおり、今後、特別支援教育の推進プランを策定するに当たっての視点を整理したいと考えています。各委員から質問やご意見を伺い、協議を進めたいと思います。ご発言がありましたら、お願いいたします。

田中委員

この推進プランは、中野の独自のものなのですか、それとも例えば文部科学省なりからこういうものを各自治体で策定せよという、そういった流れの中での今回の計画なのでしょうか。

副参事（学校教育担当）

基本的に特別支援教育の推進については、国や都がそれぞれ計画を持っているものですが、それを踏まえまして、中野区としてどういうふうに進めていこうかということについてまとめていきたいと考えてございます。

田中委員

その点は了解しました。

あと、もう1点。今、お話を伺っていて、個々の子どもたちのために環境を整備するか、あるいは連携を強化するということが示されているわけですが、こういった状況にある子どもたちというのは、一人ひとりの適切な環境をその子どもたちがどういうふうに利用するかということが非常に大事だし、その個々の子どもたちの計画をみんなが共有するという、みんながそのことを知っているということがすごく大事だと思うので、その辺のこともぜひこの中で明確にさせていただけると環境を整備する意義がまた出てくるのではないかなと思うので、よろしくお願ひしたいと思います。

田辺教育長

ほかにございますか。

渡邊委員

こういった教育推進プランを策定するという点について、非常にこういったことを見つけていただいたのはありがたいなと感じております。

ここの最後の(3)のところがありました、10か年計画と教育ビジョンについては、もう皆さんご存じのところだと思うのですが、改定中の「中野区子ども・子育て支援事業計画」についてはどこの部署がやっているのか。それと「障害児福祉計画」、これは策定中ということなのですが、これが区の部署のどこがやっているのか。このあたりとの整合性を図るとともにということで、今回の特別支援教育ということが言葉の中に入っていますので、ここは教育委員会が行うと思うのですが、確かにこの整合性を合わせるために、一つの部署での考え方なのか、それとも複合的に今後進めていく予定なのか、少しその辺りも教えていただけますか。

副参事(子ども教育経営担当)

「中野区子ども・子育て支援事業計画」につきましては、子ども教育部として子ども教育経営分野でとりまとめて行っております。

副参事(学校教育担当)

この策定に関しましては、関連する担当が集まって協議をして、計画に落とし込んでいくという形になります。学校教育分野については指導室も入っております。

渡邊委員

障害児福祉計画はどうですか。

副参事(子ども教育経営担当)

障害児福祉計画については、健康福祉部が今年度、総合推進計画の改定作業を進めておりますけれども、そちらのほうで議論をし、一体のものとして策定をすることで進めております。審議の場としては、区長の附属機関である健康福祉審議会の障害部会のほうで審議をしております。メンバーとしては私も含め、子育て支援の部署のメンバーが入って検討を進めております。

渡邊委員

ありがとうございます。教育委員会と若干ずれてしまうのですが、私は福祉のこともやっていて、障害児のこともいろいろと何とか頑張ろうと思っている矢先に、教育も含めて縦割り事業になってしまいがちです。

ぜひこの機会にイニシアチブをとって、障害を持った子どもたちの実態把握というところを確実にやっていただきたいなと思います。どうしても重症心身障害児なんかになると本当に病院にかかっていたりして、実態把握ができていないケースが意外にあったりしますので、その子が就学時に初めて知ったみたいなケースもありますから、就学前も含めていろいろとぜひこの計画を推進するに当たり、教育委員会もイニシアチブをとって進めていただきたいなと。これは要望になります。よろしく願いいたします。

田辺教育長

要望として承ります。

ほかにございますか。

小林委員

質問なのですが、今、この手のことをやる場合には当然予算も絡んできますので、そういう点で他の行政計画との関連ということで調整を図っていくということがあると思うのですが、もう一つはこうしたことを、もちろん区の独自性としてどんどん推し進めていいと思うのですが、やはり他の区や市とのバランスというのでしょうか、その調整というのは、これまでもこの手のものを作るときには当然いろいろとほかの動向などを踏まえながらということだと思っておりますけれども、特にこういった特別支援教育に関しては、違いというのが非常に大きなポイントになるケースもありますので、その辺はどこでどういうふう調整を図るのか、考え方を教えていただきたいなと思うのです。

副参事(学校教育担当)

基本的に中野区の独自性というところなのですが、その前に東京都としての特別

支援教育の考え方、また推進計画がございますので、そういったものと考え合わせて整合性を図って都全体で推進をしていく。その中で中野区としてどんなことができるのか、何がふさわしいのかということを考えながら、行政だけではなくて学校現場等の声も伺いながら実態に即した体制を組んでいきたいと考えてございます。

小林委員

もう、それでいいと思います。やはりこれは、ちょっとこういう言い方は適当ではないかもしれませんが、やっていく場合、切りがない部分というのはあると思うのです。そうしたときにどこまでをどういうふうに行政が担っていくのか、学校が担っていくのかというのは、当然限界もあると思いますので、その辺りの見極めというのは一方で非常に重要なことだと思うのです。

ですから、それはいろいろほかもそれぞれやっていると思いますので、そういったものの情報もまた、それこそ学務課長会みたいなものの中での情報とかでぜひ教えていただければと思います。

以上です。

田辺教育長

よろしいですか。

伊藤委員

今、東京都というお話があったのですけれども、おそらく発達障害に限っては各学校にリソースルームのようなものを造っていくということも、こうした新しい動きの背後にはあるのかなと思うのですけれども、今現在の時点での整合性というか、何かプランがあれば教えていただきたいなというのが一つ。

それからあと、視点としては教育環境と医療・福祉との連携、整合性という3点があるのですけれども、今の時点で差し支えない範囲で結構ですので、もう少し踏み込んで、特に中野としてはこういう課題があるということがあったら教えていただきたいということ。

最後は要望なのですけれども、今お話があったような縦割りになりがちだということもすごくあると思いますし、また、学校というところの立場から言うと、わかりにくさとかどういう考え方でということも大事だし、具体的に誰に聞けばいいのかとか、どういうサービスを使えるのかということがエンドユーザーとかエンドユーザーの一手手前の学校にとってわかりやすいこともすごく大事だなと思うので、ぜひその辺りもお考えいただけるといいかなと思います。

副参事(学校教育担当)

委員がおっしゃったように、情緒障害等についてはかなり数も増えてございます。前の計画で作った平成 24 年度に比べましても、小学校については 2.4 倍、中学校についても 2.1 倍増えているということで、小学校につきましてはご案内のとおり去年から特別支援教室を全校に配置しまして、拠点校から巡回指導をするという体制に行っています。情緒障害ということから急に環境が変わるということもありますので、それに向けては徐々にソフトランディングをしていく形で、最終的には全校の各校の特別支援教室で子どもたちが教育を受けられるような環境整備というところで、今、移行期間ということで実施していております。

その拠点校のあり方でありますとか、支援体制、また、そこに至るまでの相談体制の整備というのが必要になってくると思います。保護者も含めた理解促進というのが、この教育を進める上では必要ではないかというところから、そんな視点での推進ということも考えております。

また、医療・福祉との連携ということにつきましては、医療的ケアが必要な子どもたちというのも今後増えてくるのではないかというところから、そういった視点も踏まえてどういうふうに中野区として整備をしていくのか、対応していくのかということも、この中で触れていければと思っております。

また、委員がおっしゃったような福祉との関係についても、どんなサービスがあるのかということについてはそれぞれの具体的なつなげ方というのではなくて、区にはどんなことがあるのかということをもみんなが把握できるような情報共有も、この中で切れ目のない支援ができるように、区の福祉的サービスも踏まえた中での提供体制というものが明らかにできればいいかなと思っております。

田辺教育長

よろしいですか。ほかにございますか。

少し付け加えさせていただくと、平成 33 年に、第十中学校のところに総合子どもセンターという形で子ども家庭支援センター、あるいはその後、児童相談所になりますけれども、そこに、教育センターでやっている就学支援委員会とか就学支援の体制を一緒にする。あるいは今、区役所の中にあります特別支援教育の巡回相談とかのチームを全部、33 年には 1 カ所に行って、そこで福祉との連携というのですか、子ども家庭支援センターと一緒に仕事をしていくというワンストップで相談体制を図っていくことを考えていますので、そ

このところをスムーズに、どういうふうに運営していけばいいかみたいなものもここで議論させていただきたいなと思っています。

伊藤委員

今、教育長が言われたところはとても大事なことだと思うので、ぜひそのためのいい体制を作っていただきたいなど。ちょうど今言われたような小学校とか、今度、続く中学校への特別支援教室の配置も進んでいるところなので、うまく全部が回るような体制をぜひお願いできればと思っています。

田辺教育長

ほかにございますか。よろしいですか。

今、いただきました様々なご意見を、この特別支援教育推進プランの中に盛り込ませていただきたいと思っております。

ただいまの伺ったご意見、論点整理をさせていただいて、事務局に指示したいと思えます。

つきましては、本協議について終了させていただきます。

続きまして、協議事項の2件目「第三中学校・第十中学校統合新校等複合施設整備基本計画（案）について」、協議をします。

初めに事務局より説明をお願いします。

副参事(子ども教育施設担当)

それでは「第三中学校・第十中学校統合新校等複合施設整備基本設計（案）」についてご説明させていただきます。

区立小中学校再編計画（第二次）に基づき整備いたします。第三中学校と第十中学校の統合新校校舎及び公共施設については、平成28年9月に策定しました基本構想・基本計画をもとに、各機能の更なる向上や設計における課題としていた事項等についての検討を進めてまいりました。このたび、これらの検討結果を基本設計（案）として取りまとめましたので、ご報告いたします。

まず最初に、第三中学校・第十中学校統合新校等複合施設整備基本設計（案）についてですが、別添資料をごらんください。表紙をおめくりいただきまして、1ページ目ですけれども、施設配置等については配置図、平面図、断面図を添付してありますとおりでございます。また、施設概要についてですが、階数については地上10階、構造については中学校・公共施設については鉄骨造、体育館については鉄筋コンクリート造といたしました。

延べ床面積については、約1万7,450平米、その他各施設の面積等については記載のとおりでございます。

次に、2番目の基本設計（案）の視点ですが、こちらについては説明資料に戻りましてご説明させていただきたいと思っております。資料に戻りまして、説明資料をご覧ください。2番目、基本設計（案）の視点についてですけれども、こちらについては施設計画の主な内容についてご説明いたします。合わせて、別添の平面図をご覧ください。

なお、図面には各施設ごとに色分けをしておりますので、そちらの凡例をごらんいただければと思っております。別添資料の6ページ目からが平面図になります。

まず最初に中学校ですが、こちらは1から5階に整備をいたしました。一つ目として、多様な学習形態や教育活動に対応できる環境整備ということで、7ページ目の2階平面図をご覧ください。平面図左上のところに、学校図書館とコンピュータ室を設置してございますが、こちらについては一体的に活用できるよう整備をしてございます。また、予備教室や一部の普通教室の壁は、可動式により整備をいたします。

次に、1階平面図に戻りますけれども、学校の取組等について情報発信を行うスペースとして、ピロティの横のところに展示スペース、ギャラリー等を設けました。また、地域連携や教育打ち合わせのスペースを整備しております。こちらについては、2階の管理諸室の並びに整備してございます。

続きまして、通学門の配置についてですけれども、もともと校地東側にあった通学門については、東側から山手通り、西側に変更いたしました。また、上履きを使用しない一足制の導入に対応した昇降口や人工芝による校庭を整備していきます。また、運動会や活動の試合等の観覧スペースを確保した150メートルトラックに加えまして、200メートルトラックも今回整備いたしました。学校と公共施設の非常用連絡通路においては、施錠方式によりセキュリティを確保してまいります。

続きまして、（仮称）総合子どもセンターについてですが、こちらは3階から6階に整備してございます。図面は7ページからになります。一つ目として、教育相談、就学相談や子ども家庭相談、若者相談など総合的な相談にワンストップで対応できる窓口を整備いたします。また、児童相談所に必要な諸機能、相談室やプレイルーム等を整備してまいります。

裏面に行きまして、1階平面図をごらんいただきたいのですが、（仮称）総合子どもセンターと図書館のエントランスの明確な分離を行いました。また、さらに相談者用の

専用出入口を整備してございます。

次に、教育センターですが、こちらは10階に整備してございます。適応指導教室に通級する児童・生徒の専用出入口や動線を確保ということがありますけれども、こちらについては1階平面図のちょうど南側のところに、相談者専用通路ということで黒い三角がありますが、そちらが専用通路になります。また、10階になりますけれども、教育センターの機能として様々な規模の研修、会議に対応できる研修室を整備いたします。

続きまして、図書館ですが、9ページをごらんください。7階から9階が図書館機能になります。まず、7階平面図ですけれども、こちらは親子、小中高生向けのフロアとしております。こちらについては、おはなし会などのイベントスペースやステージ付きの読み聞かせコーナーを常設、また、国際化への対応や多文化理解に資する外国語絵本等の配架を配置いたします。さらに、幼児向けの飲食スペースの設置や、ICT環境を整備した調べもの学習やグループワーク用の専用室を設置してございます。

次に、9階平面図になりますけれども、こちらについてはビジネス支援フロアとして整備いたします。ビジネス向け蔵書の充実のほか、ビジネス向けデータベースを配置した調査専用コーナー、また、企画会議などミーティングスペースを設置いたします。プレゼンテーションやほかビジネス支援イベント用のスペースも合わせて整備してまいります。

その他の図書館機能として、区立図書館と学校図書館との統合システムの導入や、指定管理者が配置する学校図書館指導員との連携による一体的運用環境の整備、また、電子図書館の利用環境の整備や、ICT化による自動貸し出し返却機の配置等を整備いたします。

以上の施設整備のほかに、5番、その他として、備蓄倉庫や防災倉庫のほか、マンホールトイレ、災害用井戸、ヘリサイン、防火水槽等を整備してまいります。こちらについては、1階平面図に各機能を記載してございます。また、屋上に太陽光発電設備を設置してまいります。

施設整備については、以上になります。

今後のスケジュール予定ですけれども、平成29年9月13日及び16日に、こちらの基本設計(案)の区民説明会を行ってまいります。その他の設計等のスケジュールについては、記載のとおりでございます。

なお、第三中学校・第十中学校の統合新校については、中野東中学校として第三中学校の位置にて、平成30年4月から開校いたします。

ご報告は以上になります。よろしく願いいたします。

田辺教育長

ただいま、事務局から説明をさせていただきましたが、基本構想・基本計画を踏まえ、基本設計（案）にまとめたものです。今後、議会報告、区民説明会を経て、基本設計を取りまとめていく予定です。

本日は、基本設計（案）についてご意見を伺いたいと考えています。

ご発言がありましたら、お願いいたします。

渡邊委員

まだ計画（案）ということなので要望という形で、やはりこういう大きなものを建てますので、以前からずっと言っているように既存の考え方に捉われず、可能な限り未来を見据えた建物というか、そういうものを。主目的にそういう言葉を入れてもらったほうがいいのではないかと思います。見ている限り教室があって本があって、これが未来を見据えた建物かなとはとても思えない。一足制を用いた、新しいところはそこぐらだったのですけれども、例えば柔軟に教室の大きさを変えられるようなことだとか、ITの配置だとかそういうものについて、今後どのように対応するか。例えば、視聴覚室は無くなる可能性が高いと言われているわけですし、造る造らないは別にして、今後に向けてどう考えているかという文言とか。それでないと、単なる普通の学校を造りました、教室は何個ですという、あまり面白くないものになります。階段なんか、中央に配置しているのも新しい考え方なのだろうと思うのですけれども、両サイドに配置してラウンド型になるというのも。トラックのところなんかは結構改善されていてよかったなと思います。

あと、細かいことになってしまうのですけれども、家庭科室だとかが問題になって、今回家庭科室をつくっていますけれども、家庭科室と何かを共用で使うとか。

田辺教育長

被服室と調理室を、二つを一緒にして使うという考え方です。

渡邊委員

これは、今までどおりの考え方なのですか。

田辺教育長

はい。

渡邊委員

この建物は複合建物であって、教育委員会としてはなるべく学校側のスペースとしての取り分を多く考えてもらいたいと思います。そういう意味では、被服室だとか調理室とい

うのは別枠にとっていただいて、余分なスペースというのは後からとれないので、必要なスペースをうまいこと考えていただきたいなど。スペースはやはり貴重なので。その点がもう一つ。

あと、中央図書館がここに来るというイメージでよいのですか。

副参事（子ども教育経営担当）

中央図書館はそのまま存続して、こちらについてはそれとは別に造ります。東中野図書館と本町図書館をこちらに集約するようなイメージで捉えていただければよろしいかと思えます。

渡邊委員

中央図書館と都の関係というのはどうなのか。例えば中央ということであればビッグなのがあって、サテライトという考え方になるかと思うのです。そうではなくて、いろいろな所にこういう大きなものがあるという考え方なのか。

副参事（子ども教育経営担当）

中央図書館は中央館として、やはり区の中で中心になる図書館として存続させたいと考えております。地域館については、現在7館ございますけれども、今回、本町と東中野を統合する形になります。それ以外の地域館のあり方については長期的な視点で今どうすべきかというところを検討しているところで、まだその姿としてはお話ができませんけれども、中央館と地域館のよりよい、時代に合った配置の考え方ということを考えつつあります。

渡邊委員

ありがとうございます。どうしても中央館があってサテライトがあったら、考え方としては支店だからちょっと小さいという考え方なのですけれども、これだけのスペースがあるともしかしたら中央図書館よりも大きいのではないかと。広さは測っていないのでわかりませんが、そうすると、やはり実際には中野駅と東中野の駅ですから、直線にして、700、800メートルですよね。そうすると歩いて行けるような、自転車で走れるような距離の中に2大ビッグな図書館があるというのは、決して悪いことではないのですけれども、今までの従来どおりの物の考え方では、未来を見据えた図書館を造るということには、教育委員会としては中央図書館とは違ったということをメインに言っていたかかないと、教育委員会から出すということとしてはあまりよろしくないかな。大きい図書館をもう1つ造るということだけではなくて、中央図書館にない機能を盛り込んで新たな違った

意味での2大図書館を造り上げていくのだと。そのためにはITがものすごく充実した形で、未来館のような、そういったものを造っていく。おそらく将来、本という蔵書は10年後にはなくなってしまうと思うのです。今、本好きの人たちも全部iPadで読んでいますから。だからそういう時代になってしまうので、そのあたりを実現しないまでも、構想としては区としても教育委員会としても上げたほうがいいのではないかなと。これも要望なのですけれども。

副参事（子ども教育経営担当）

現在は地域館については、特色付けをしながら運営しているところですが、この新しい新図書館についてはビジネス支援というところに着目して、特色付けをしたいと考えております。

図書の良さというのは、10年後になくなるというのはどうかかわからないのですが、引き続き存在価値はあるものだと思います。ただ、いわゆる今までの図書館のイメージに固執することなく、こちらにつきましては人と知と情報というのが集積して、そこから発信していけるような、そんなコンセプトを前面に打ち出して開設の準備をしていきたいなと思っております。

渡邊委員

よろしく申し上げます。

伊藤委員

今、図書館の話とか出たのですが、学校とか様々な機能を持たせたビルを造るときに、セキュリティ等々の問題で分けていくという考え方もありますけれども、世の中的には学校図書室と皆さんが使う地域の図書室を兼ねているところもあって、でも結構あれはいいなと何度も訪問した先でそういうところがあったのです。とても合理的でとてもおもしろいなと。ですから、学校が地域の中に広がる、地域のサービスも学校に取り込めるという利点が出てくるので、そういった考え方も使えないかと。

先ほど、被服室と調理室というお話がありましたが、学校の授業の実態を考えると、やれないことはないでしょうけれども、それがかわいそうとか、結構厳しいなというのはありますよね。ですから、そういったことを、ランチルームを造るのであれば適応指導教室のお子さんたちも使えるような形とか、何か相互乗り入れができるような工夫を考えていただけたらと思いますし、そういったことを考えますと、いつも相談室のことを言って申しわけないのですが、これは相談室と事務室でただ割っているだけなのですけれども、

せめて前の予備教室とチェンジして、保健室の隣に相談室があったほうが行きやすいし、中で相談室と保健室をつなげることで相談をしやすくしている学校もあります。言ってしまうと相談室は一つでは足りなくて、相談室登校のお子さんがいらっしやったら、その時間は母親面接はしないのですかという話になりますよね。実際に使うことを考えたときに、もう少し工夫の仕方があるのではないかなと、申しわけないですけども思ってしまうのです。

そういう視点で参考までにご覧いただきたいのですが、児童相談所のほうはやはりそれなりに考えたなど。相談室をうまいこと区割りにして、ちょっと手狭だろうなどは思いますし、実際面使いにくいところもあるだろうなど。音の問題とかどうするのかとかいろいろありますけれども、でもこれだけマックス入れたということなのだと思うのです。

あと、学校に戻りますけれども、学校の真ん中のところ、真ん中の通路のところ、倉庫があるというのもどうなのでしょうね。せっかく真ん中を通りをつくって、その構造を生かすことを考えたときにはどうなのかな。職員更衣室とか倉庫とか、そういうものが真ん中にぼんぼんと来ている形なのですけども、そういったことも動線を考えて、またバージョンアップをしていただけると。今、必要なものがとりあえず入っているという状態だと思うので、考えていただけたらと思います。校長室の隣に地域連携室があって、その隣に進路指導室がある。それで会議室があって、相談室が下にあると、いろいろなことをイメージしながら思ってしまうのですけれども、そのこともどういった配置がいいのか、もう一度考えていただくのも大事かなと思いました。

あと、もう1点は、これから適応指導教室はすごく大事になってくると思うのです。ご存じのように学校教育法施行規則の一部が改正されて、そういった多様な学びの場を充実させなければいけないということが各自治体に下りてきていますので、そういったことを考えると、ちょっとこれからのことも考えながら適応指導教室を造っていったほうがいいのだろうなと思っていて。これでいいのかどうなのか、またその動線を分けることですが、プライバシーを守るとか登校のしやすさということを考えるのと、あとはそこに通う子も理科の実験ができるとか、多様な学びができるというような、先ほど申し上げたような地域と学校の相互乗り入れのような、そういう多様な学びの相互乗り入れということ。特別支援教室もそうだと思うのですけれども、そういうことを考えたときに新しい目からの見直しも大事なのかなと。適応指導教室に来ている子たちが運動できるスペースをどこにとるのかとか。他区の施設などもご覧いただいていると思うのですけれども、様々

にそういう複合施設ができていますので、図書室と適応指導教室と学校というパターンは結構多いと思うので、ぜひいろいろご覧いただいて工夫をしていただいて、いいものにしていただけるとありがたいなと思いました。

以上です。

田辺教育長

ありがとうございます。

ほかにございますか。

田中委員

今までの議論が大分いろいろ反映されて、本当にご苦労さまでした。

今、図書館の話題が出ていたのですけれども、図書館は指定管理者に委託して全部今は地域で運営しているわけですが、こういう設計する段階ではまだその業者の意見というのでしょうか、アイデアとか今まで持っていたものがまだ入らないで、この段階では区としてきちんと設計案を作って、その後、器の中でどういうふうに指定管理者に運営してもらおうかという話になるのでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

例えば、子どもたちにより利用してもらいたい図書館づくりをどうすればいいかということについては、現場の声が入っていないと実現できない話なので、そういった新しい図書館を造るに当たって、どういうふうに考えて設備や配置を考えればいいのかということについては指定管理者にも相談をしています。配置の具体的な決定のところについては区で主に検討しておりますけれども、要所要所、そういった意見を聞きながらというところで進めています。

田中委員

中野の図書館は指定管理者が運営していましたよね。ですから多分、今までの経験でアイデアとかいろいろなものを持っていると思うので、ぜひそれをうまく有効に、中野の事情も今までの中でわかっていると思うので、そういう意見も入れながら改善していただければと思います。

それからもう1点、これは僕が見落としているのかもしれませんが。給食を食べるところというのは、どこか基本的には普通教室でそれぞれ食べるのでしょうかけれども、例えばこういう大きな統合で人数も増える中で、全部学年とはなかなかいかないのでしょうか、あるいは縦割りで一緒に食べるとか、そういう部屋はあるのですか。

副参事（子ども教育施設担当）

そういったところについては、例えば2階平面図とかを見ていただきたいのですが、多目的室であるとか、ある程度大きな部屋で、こちらについても可動間仕切り等で一体的にできるような工夫をしておりますし、そういったところを活用していただければと考えてございます。

田中委員

給食をどういうふうに食べるかというのも、これから教育上、非常に大切なことだと思うので、内容もそうですけれども1年から3年まで、例えば1組が集まって食べるとか。いろいろなやり方があると思うので、なるべくそれに対応できるような施設をお願いしたいと思います。

あともう1点いいですか。前にお話が出たかもしれないのですが、いわゆる手洗いというのですか、トイレではないところの手洗いというのはあるのでしょうか。

副参事（子ども教育施設担当）

手洗いは必要なところの箇所で設けていきたいとは考えておりますが、この図面のところでそこまで細かいところは反映しておりませんので、今後、必要な設備については関係者の方と協議しながら設置したいと考えてございます。

田中委員

僕は歯科医師なものですから、やはり食べた後に歯を磨くとか、あるいは外から出てきたときに手を洗うという基本的な生活習慣だと思うので、トイレなんかの手洗い場だけだとどうしてもある時期に集中するわけですから、生徒たちがきちんとそういった自分の健康管理をできるような施設というのも、これからの話だと思いますけれども、ぜひお願いしたいと思います。

副参事（子ども教育施設担当）

わかりました。

田辺教育長

ほかにございますか。

小林委員

やはり、今まで私たちが大分申し上げたことが反映されていて、本当にありがたく思います。一足制もそうですし、職員室、管理室を2階に上げたことも大きいと思います。

ただ、大きなことで言うと、先ほど伊藤委員も言われたように、できるなら学校施設、

学校図書館といわゆる地域の図書館の行き来が自由になるようなものがないと、複合施設の意味がほとんどないといいたいまいしょうか。セキュリティとかは伊藤委員が言われたとおりで、それはやりようであって、むしろその融合していくことよってのプラスが相当望めるので大きなコンセプトになる。そうなると、これは総合子どもセンターと図書館をひっくり返さなければならぬとかなり大きなことになってくるのですが、そこが非常に残念だなど。

前に何度もお話ししていますが、高齢者施設と学校の行き来を自由に行っている学校があつて、そこの子どもたちの育ちが非常に穏やかで、いい教育効果を生んでいると。そのあたりのところがちょっと残念だなどと思います。可能であれば、これが総合子どもセンターと図書館を大きくひっくり返せるものかどうか。そうした場合、学校図書館、コンピュータ室をある意味では一つメディアセンターという表現にして、この図面で言うともつと南、下のほうにやって行き来ができるような形がとれないものだろうかというのが、かなり大きな一つです。

あとは、細かい部分については、家庭科室の問題とかいろいろあるのですけれども、例えば先ほどの田中委員がお話されていた、いわゆるランチルームですよね。この多目的室と会議室の一教室半分と一教室分の境をなくして、自由にここを3段階ぐらいに区切れるような形。多分強度の問題とかいろいろあるのでしょうけれども、多目的室と会議室を一体的にフレキシブルに使えるようにするとかなり大きなランチルームにもできるし、集会所にもできるし、あるときには読書をしたい。パーティションの性能がよくなっているので、割と短時間に安全にさっと部屋を区切れる状況にもなっていると思います。

それから、先ほどこれも伊藤委員がお話されていたように、真ん中の廊下を本当はこの部分を一体的にオープンスペースで活用できればというのも一つの方法なのですが、全体的な敷地の関係でなかなかそれは難しいという状況があると思いますので、この辺りは私は効果的にバックヤードを使って、常に鍵をかけておく何が入っているかよくわからないような倉庫ではなくて、子どもたちが使える倉庫にするべきだと思います。ですから、何回もお話ししたように、一般の家庭では汚い雑巾をリビングルームやダイニングルームには干さないと思うのです。でも、今、教室に行くと平気で臭い雑巾が勉強する教室の中に干されていると。そういう状況をやはり改善していくというか、学校の設計でそういうふうにしていくというのですか。バックヤードを効果的にうまく使えるような工夫。

それからこの各教室の広さが恐らくギリギリなのかなと思うのですが、小学校なんかは

よくあるのですけれども、ちょっと大き目のところは各教室に水回りが来ているのですよね。ですからそこでも手が洗えるという状況をうまく作るとか。例えば、許されるならばますます狭くなってしまうのですけれども、廊下側にロッカー的な機能を持たせれば、教室の中は相当ゆったりすると思いますし。まさに、既存に捉われないフレキシブルな考え方をいろいろしていくことも大事だなと思いました。

以上です。

田辺教育長

ほかにございますか。

渡邊委員

体育館の上の天井は、グラウンドというか何か利用するということは、できないのですか、構造上。要は、体育館の方は5階で終わってしまっているではないですか。その上は屋上として使えないのですか。

副参事（子ども教育施設担当）

学校の屋上としての利用ということでしょうか。

渡邊委員

例えば施設としたら庭園とかで助成をもらって、子ども相談に来られた方への憩いの場があるといいなと思います。何も全く利用の価値が書いていないのですけれども、法律上使えないとか高さがいっぱいだと柵も立てられなくて、届出上そこは屋上を造ったらだめなのでしょうか。

副参事（子ども教育施設担当）

法律上には屋上が使えないとか、階数制限に関してはこちらのほうでは特にないかとは思いますが。かなり階高がありますのでその辺のアプローチの仕方等とか、いろいろなところの諸問題を踏まえまして考えていく必要があるのかなと考えてございます。

渡邊委員

ありがとうございます。

田辺教育長

ほかにございますか。

小林委員

細かいことであれですが、先ほど伊藤委員が言われたように、教育相談室の場所です。例えば、山手通り側というのは方角で言うと西ですか。そんなに暗い感じではないですよ

ね、こちらは。例えば今、特別支援教室があるところを保健室にしたって、車通用口とか何か緊急の場合にさっと運べるとか、むしろ保健室を無理して校庭側にやる必要もないと思いますし、多分予備教室を1個並べて確保したいという、これは多分学校でもそういう考えがあるのしょうから、この辺をうまく柔軟に変えていくことも十分可能だと思います。

細かいことはいろいろあると思うので、できるだけ柔軟にできるような仕掛けをしておいていただけると、それぞれ学校がいざ入ったときにも、すごく助かるのかなと思いました。

以上です。

田辺教育長

ありがとうございました。

様々ご意見いただきまして、担当のほうには整理をして対応の可能性について引き続き検討させていただきたいと思っています。よろしいですか。

それでは、本協議については終了いたします。

ここでお諮りいたします。ただいま協議いたしました2件については、会議を非公開の扱いとしましたが、会議録の調整及び公開の手続が整い次第、会議録の公開を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

田辺教育長

ご異議ございませんので、そのように公開を決定することとします。

事務局は、ただいまの決定内容に従い、当該会議録の公開手続を行ってください。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。ありがとうございました。

午前11時23分閉会